

報告第1号

専決処分事項の報告について（愛西市火災予防条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「愛西市火災予防条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月27日提出

愛西市長　日　永　貴　章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

写

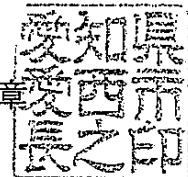
専決第1号

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、愛西市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

平成31年1月22日

愛西市長 日 永 貴



愛西市火災予防条例の一部を改正する条例

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。